

聖籠町告示第45号

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年4月18日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する告示

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領（平成20年聖籠町告示第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項第1号イを次のように改める。

イ 次に掲げる人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置づけられた農業者（当該人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられることが確実であることの証明を町長から受けた交付対象者を含む。）が借り入れる場合

（ア） 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の規定により実質化された人・農地プラン

（イ） 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱の一部改正について（平成31年4月1日付け30経営第3190号農林水産事務次官依命通知）による改正前の同実施要綱第2に定める人・農地プラン

附 則

この告示は、告示の日から施行する。